

各部隊の長

殿

各機関の長

海上幕僚長

自衛艦のクルー制について（通達）

標記について下記のとおり定める。

記

- 1 この度、音響測定隊の編制に関する訓令（平成27年海上自衛隊訓令第25号）が改正され、第1音響測定隊において、音響測定艦のクルーによる運用（以下、クルーによる運用形態を「クルー制」という。）を開始した。
- 2 自衛艦のクルー制は、海上自衛隊初の運用形態であることから、基本となる考え方及び留意事項について海上自衛隊全体における認識の統一を図る必要がある。
- 3 これを踏まえ、クルー制に直接携わる部隊のみならず、各部隊及び機関にその基本となる考え方及び留意事項について別紙のとおり示すものである。

添付書類：別紙

写送付先：部内全般

原本等管理情報			取得文書管理情報	
作成年度：2017年度 起算日：2018.4.1 保存期間：5年 保存期間満了日：2023.3.31 本紙を含め：6枚 冊	開示	部分開示	不開示	取得年度： 起算日： 保存期間： 保存期間満了日： 本紙を含め： 枚 冊
	○			

自衛艦のクルー制の基本となる考え方及び留意事項

1 基本となる考え方

(1) 定義

ア クルー

ある艦艇の乗組員の集合体

イ クルー制

次の2点を満たす艦艇の運用形態

- ・ クルーを、ある1つの艦艇に固定的に乗り組ませず、複数の艦艇の間で交替させて当該艦艇を運用
 - ・ クルーの数は、当該部隊に所属する艦艇数よりも多い数として運用
- なお、クルー制は、海上保安庁が海上自衛隊よりも先行して実施しており、「クルー制」という名称についても、海上保安庁が既に使用しているものである。海上自衛隊においても、海上保安庁との運用上の省庁間協力の必要性を重視し、用語の共通化を図ることが適当と考え、当該名称を使用することとする。また、本運用形態の呼称として「クルー制」という呼称を使用するが、「クルー制」は制度ではない。法令上の規定としては、音響測定隊の編制等に関する訓令（平成27年海上自衛隊訓令第25号）上で、「クルー及び音響測定隊は音響測定艦2以上とクルー3以上による運用に移行すること」を規定するものである。その他の各種制度においては、これらの訓令による規定を根拠として法令上で規定して運用する。

(2) クルー制導入の主旨等

艦艇の運用においては、行動に伴って必然的に乗組員の休養の所要が生起し、このために当該艦艇を停泊させる必要が生じる。行動所要の増加に対応するためには、当該行動に応じることのできる艦艇の隻数を増加する方策が考えられるが、これは様々な制約を大きく受けるものである。

一方、乗組員の休養のために当該艦艇を停泊させる期間中に、乗組員を入れ替えて運用することが可能になれば、乗組員の休養所要を満たすと同時に当該艦艇を行動させることが可能である。

クルー制は、これを具現化したものであり、行動所要の増加に対して艦艇の隻数を増加させることなく対応することを可能にするものである。

(3) クルー制の要けつ

ア クルー制の目的

クルー制の目的は、艦艇の滞洋率（任務遂行上、ある艦艇の所在が求められる海域に対して、当該艦艇が所在する比率をいう。以下同じ。）の向上であ

る。

イ クルー制の目的を達成するための要点

(ア) 乗組員の休養所要を勘案した艦艇の停泊日数の局限

艦艇の隻数に応じた適切なクルー数を確保し、乗組員の休養所要に適切に応じつつ、艦艇が停泊する日数を局限すること

(イ) 乗組員の訓練期間の効率化による航海及び停泊日数の局限

行動海域への進出又は帰投の期間を乗組員の訓練に利用する等、効率的な訓練期間を設定し、乗組員の訓練所要のために艦艇が航海又は停泊する日数を局限すること

(ウ) 乗組員の交替所要のための艦艇の停泊日数の局限

円滑かつ確実な交替要領を確立し、乗組員の交替所要のために艦艇が停泊する日数を局限すること

(4) クルー制の特徴

ア クルー単位による人の管理

人事・服務、教育・訓練、給与・厚生等の「人に関する項目」と、運用、造修整備、物品、秘物件等の「物に関する項目」の管理は、現行の法令上、いずれも「部隊」を管理の基本単位とするものである。

自衛艦は、それ自体が「部隊」であるため、「人に関する項目」と「物に関する項目」の両方を1隻の自衛艦で同時に管理している。

クルー制は、これら自衛艦の管理体制のうち、「人に関する項目」について、自衛艦を単位とした管理から「クルー」単位の管理に移すものであり、細部は、次のとおりである。

(ア) 運用、造修整備、物品、秘物件等は、自衛艦を単位とした管理とし、クルーの交替時に引継ぎを行う。

(イ) 人事・服務、給与・厚生等は、クルーの交替に関わらず、常続的に「クルー」単位で管理する。

(ウ) クルーはそれ自体が「部隊」ではないため、部隊単位での実施を前提とした教育・訓練については、第1音響測定隊司令の職責において「クルー」単位で管理する。

イ クルー単位による訓練方式

自衛艦における訓練方式は、海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第31号）第28条第2項に示す周期訓練方式によることとしているが、これは練度管理について自衛艦を単位として管理するものである。

一方、クルー制においては周期訓練方式によらず、クルーに焦点を当てた訓練方式である「クルー訓練方式」を新設し、練度管理を行う。

「クルー訓練方式」を構成する訓練は、次のとおりである。

(ア) クルー養成訓練

クルーに対し、所要の練度を確立させるために実施する訓練

(イ) クルー練度確認訓練

定期的（1年に1回を標準）に、各クルーが所要の練度にあることを確認するために実施する訓練

(ウ) クルー装備習熟訓練

装備品の新規導入（新造艦艇の就役を含む。）時に、各クルーが当該装備品に習熟するために実施する訓練

ウ クルーの乗船経歴

クルーの乗船経歴については、実際に行動に従事した日数にかかわらず、クルーとして発令されている全期間を、クルーとして乗り組んだ自衛艦の種別及び艦型の乗船経歴として取り扱うものとする。

2 留意事項

(1) 乗組指定の厳格な実施

クルー制において、各クルーが各艦艇の乗組となる際は、当該クルーが所属する部隊の指揮官（以下「隊司令等」という。）が行う乗船指定により命ずる形で行う。隊司令等は、運用上の必要性を認めた場合（クルー交替時の引継ぎ又は訓練指導補佐といった所要が考えられる）、必要な期間を指定し、1隻の艦艇に複数のクルーを乗船指定することも可能である。

しかしながら、原則として、クルー制においても、1隻の艦艇には1隻分の乗組員、すなわち1つのクルーで運用することとする。よって、正当な理由がある場合を除き、1隻の艦艇に対して複数のクルーを乗船指定してはならない。また、正当な理由に基づき複数のクルーを1隻の艦艇に乗船指定する場合は、運用上の観点から、真に必要な期間に限って厳格に乗船指定を行わなければならない。

(2) クルー交替時の引継ぎと秘密保全を含めた各管理態勢の保持

クルー制は、従来の運用形態と比べて、各種制度における管理／責任者の交代サイクルが短くなり、これに伴う交代時の引継ぎの機会が増える。

よって、例え引継ぎの機会が増加したとしても、引継ぎを確実に実施するとともに、不確実な引継ぎが原因となる事故等を生起させないことが、クルー制を存立させるための必要条件である。なぜなら、クルー制においては、クルーが交替しても、所要の任務遂行能力を継続的に保有することが大前提であるため、不確実な引継ぎが原因となることによって、所要の任務遂行能力を保持できなくなることはあってはならず、不確実な引継ぎを原因とする事故等の生起

は、クルー制存立の根幹を脅かすものである。

したがって、秘密保全を筆頭に、文書管理、物品管理、造修整備（乗員整備）等に関する引継ぎに際しては、関係法令等に則った手続きを確実に実施し、管理態勢を堅持する必要がある。特に、法令等に違反する手続きの簡略化は厳に戒めるべきものである（関係法令等に適合する範囲において、円滑な引継ぎを目的とした創意工夫等により手続きを簡略化することは可能である）。

（3）クルーに対する組織編成上の考え方とクルー間の補職

クルー制の目的は滞洋率の向上であり、これはクルー制を採る部隊に所属する全クルーが機能することによって成し得るものである。したがって、組織編成上の考え方からは、陸上で待機しているクルーは決して艦艇に乗り組んでいるクルーの予備員ではなく、陸上で待機しているクルーと艦艇に乗り組んでいるクルーは同等の位置付けである。

クルーに対する補職は、この点を十分踏まえて実施する必要がある。例えば、艦艇に乗り組んでいるクルーに欠員が生じた場合、陸上で待機しているクルーから安易に補充してはならない。

（4）文書の宛先

クルー制においては、「人に関する項目」は「クルー」単位で、「物に関する項目」は自衛艦単位で管理することになるが、これに伴って文書も「人に関する項目」は「クルー」単位で、「物に関する項目」は自衛艦単位で取り扱うこととなり、艦艇長と「クルー長」の2つの宛先を設けている。

この2つの宛先の使い分けについて、内容が「人に関する項目」に限定して関連する場合（例：人事、サービス、個人の資格に関するもの等）は、「クルー長」に宛て、それ以外の艦艇という部隊としての性質を帯びている場合（例：艦艇の行動、艦艇を使用した練成訓練、艦艇の装備品・物品、艦艇で保管する秘物件等）は、艦艇長に宛てることを標準とする。

なお、最終的に艦艇長と「クルー長」のいずれに宛てるかは、文書の発簡元たる文書管理者が、当該文書の持つ意味をよく踏まえた上で決定すべきものである。艦艇長と「クルー長」の双方に宛てた場合、当該文書を接受する側にとっては、二重に文書を接受することになり、業務量の増加を招くことになるため、安易に双方に宛ててはならない。

（5）「滞洋率」の保全上の取扱い

クルー制の目的は滞洋率の向上であるため、クルー制に関連する業務の遂行上、滞洋率を数字で表して取り扱う機会は多い。しかし、滞洋率を数字で示すことは、海上自衛隊の防衛警備上の能力、行動海域、活動内容等の類推に繋がるため、その取扱いには保全上、十分に注意する必要がある。

（6）滞洋率の向上に伴う造修整備上の注意点

クルー制による運用によって、艦艇が洋上に存在する期間が確実に増加する。自衛艦は元来、要求性能を満足する航洋性を有する設計で作られているが、艦艇の造修整備面に携わる後方支援部隊等（補給本部、各造修補給所等）は、この点には十分注意して造修整備に取り組む必要がある。また、クルー制においても乗員整備の制度自体は変わらないため、各クルーは乗船指定されている期間、乗員整備を確実に実施し、クルー長及び各科長はこれを監督（引継ぎを含む。）しなければならない。